①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）
②名称	National Service of Intellectual Rights Servicio Nacional de Derechos Intelectuales (SENADI)
③所在地	Av. República E7-197 y Diego de Almagro Edificio Forum 300 primer piso P.O.Box 170518 Quito - Ecuador
④連絡先	（電話）(593) 23 940 000 (E-mail) relacionesinternacionales@senadi.gob.ec (website)https://www.derechosintelectuales.gob.ec
⑤組織の長	Director General（長官）: Mrs. Andrea Bettina Mena Sanchez
⑥沿革	1996年1月21日 WTO加盟 1997年9月4日、工業所有権法が施行され、同法を国家工業所有権庁（IEPI)が掌理することになった。 1999年7月29日パリ条約が発効した。 2001年5月7日特許協力条約(PCT)に加盟した。 2001年10月1日アンデス共同体決議第486号が施行された。 2016年12月1日「知識、創造及び革新に関する社会経済基本法」（以下「知的財産基本法」）公布された。 2018年4月18日知的財産規則(Executive Decree 1435)が公布された。 2018年4月18日工業所有権総局(旧 IEPI)を傘下とする知的権利サービス庁（SENADI)が設置された。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、広告スローガン、地理的表示、半導体回路の回路配置の保護、伝統的知識、植物品種、生物多様性、著作権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1988/5/22	1991/10/9			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1999/6/22			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
			2002/3/6	2002/5/20
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2001/5/7		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1996/1/21		

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	407	408	509	433
		（内　外国出願）	374	373	482	392
		（内日本から）	13	8	24	15
		（内　PCTルート）	374		476	383
	実用新案	全数	34	27	23	20
		（内　外国出願）	34	6	3	4
	意匠	全数	116	161	164	167
		（内　外国出願）	63	83	79	117
		（内日本から）	15	8	10	31
	商標	全数	18,692	21,652	22,076	20,794
		（内　外国出願）	6,323	7,701	7,719	7,440
		（内日本から）	246	177	190	168
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	9	17	41	67
		（内　外国出願）	7	17	32	59
		（内日本から）		3	2	5
		（内　PCTルート）	7		32	55
	実用新案	全数		4	7	13
		（内　外国出願）		2	4	3
	意匠	全数	204	116	144	180
		（内　外国出願）	101	78	67	121
		（内日本から）	13	19	8	27
	商標	全数	16,701	13,486	11,411	18,462
		（内　外国出願）	7,551	4,819	4,188	7,316
		（内日本から）	322	132	124	179
	（出典）：　WIPO IP Statistics					

⑫　組　　織

〈組織図〉

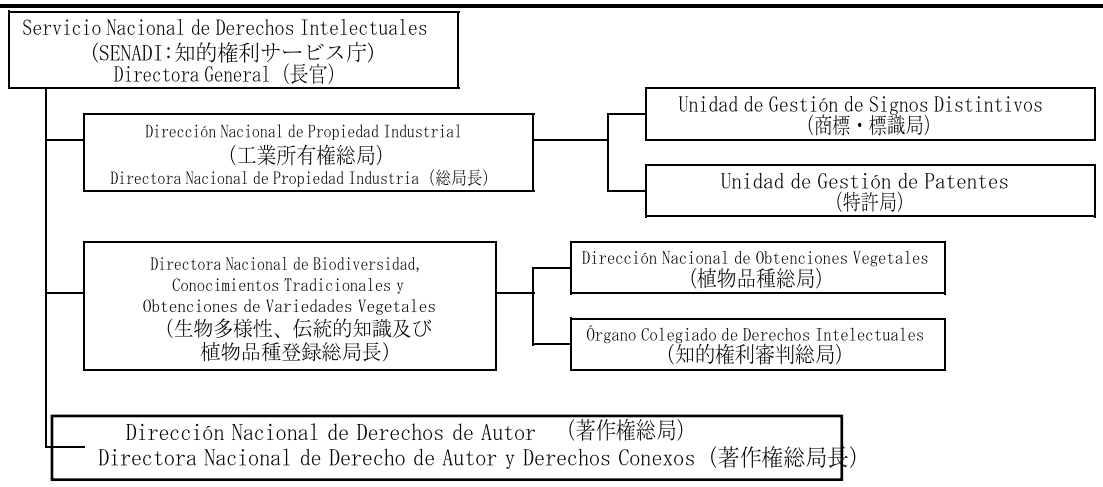

出典：https://www.derechosintelectuales.gob.ec/senadi-en-cifras/#　　2023年3月27日現在

https://www.wipo.int/directory/en/contact.jsp?country_id=51&type=ADMIN

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016 年 12 月 1 日「知識、創造及び革新に関する社会経済基本法」(以下「知的財産基本法」)公布 2018 年 4 月 18 日知的財産規則(Executive Decree 1435)公布
	③地理的効力の範囲	エクアドル国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国、特許協力条約（PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人（自然人、法人）(知的財産基本法第 275 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。エクアドルに住所を有さない者は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録された十分な権限を有する国内に住所を有する代理人を置かなければならない。(知的財産基本法第 98 条)
	⑦出願言語	スペイン語(共同体決議第 486 号第 7 条、第 8 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日(優先日)から 20 年 (知的財産基本法第 291 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(知的財産基本法第 269 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。 出願日(優先日)前 1 年以内に行われた開示の出所が以下のいずれかの場合 (1) 発明者又はその権利承継人 (2) 統制する規則に違反して、発明者又はその権利承継人によって提出された特許出願の内容を公開した権限のある国内官庁 (3) 発明者又はその承継人から直接又は間接に情報を取得した可能性がある第三者(公務員又は国家機関を含む) (4) 当局の命令 (5) 発明者又はその権利承継人に対する明白な背信行為 (6) 出願人又はその権利承継人が公認の博覧会又は見本市において発明を開示したと思われるという事実又は学術又は研究の目的で、それらの者が開発を継続するために発明を公にする必要があったと思われる場合。 (知的財産基本法第 270 条)
	⑪非特許対象	(1) 産業上の利用可能性を有さない発明 (知的財産基本法第 267 条、第 272 条) (2) 伝統的知識 (知的財産基本法第 267 条) (3) 科学的発見、原理及び理論並びに数学的方法 (知的財産基本法第 268 条(1)) (4) 生物の遺伝子、タンパク質、ゲノム又は生殖質を含む、自然界に存在する生物の全部又は一部、自然の生物学的プロセス、自然界に存在するか又は単離されている場合もある生物学的材料 (知的財産基本法第 268 条(2)) (5) 塩、エステル、エーテル、錯体、組合せ及びその他の誘導体を含む、物質の新規な形態(知的財産基本法第 268 条(3)) (6) 多形、代謝物、純粋な形態、粒径及び異性体 (知的財産基本法第 268 条(4)) (7) 既知の物質の使用及び新規な特性若しくは新規な使用又は既知の方法、機械若しくは装置の利用 (知的財産基本法第 268 条(5)) (8) 生物多様性及び農業生物多様性を含む遺伝子資源それ自体 (知的財産基本法第 268 条(6)) (9) 著作権によって保護されている文学的及び芸術的著作物又はその他の著作物(知的財産基本法第 268 条(7)) (10) 知的活動、遊戯又は経済的・商業的活動を実施するための計画、規則及び方法(知的財産基本法第 268 条(8)) (11) コンピュータプログラム又はソフトウェアそれ自体 (知的財産基本法第 268 条(9))

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
特許制度	⑪非特許対象	(12) 情報の提示の形態　　(知的財産基本法第 268 条(10)) (13) 人若しくは動物の健康及び生命を保護するため、植物を保存するため又は環境若しくは生態系への重大な損害を回避するためを含め、公の秩序又は道徳を保護するために商業的利用を必然的に阻止しなければならない発明、とりわけ、以下の(知的財産基本法第 273 条) (a) 人間をクローン化するための方法 (b) 人体及びその遺伝的同一物 (c) 工業的又は商業的目的でのヒト胚の使用 (d) 動物の遺伝的同一性を改変するための方法であって、人間又は動物に実質的な医学的利益を与えることなく苦痛をもたらすもの (14) 人又は動物の処置のための診断方法、治療方法及び外科的方法(知的財産基本法第 273 条(2)) (15) 植物及び動物並びに非生物学的又は微生物学的方法以外の植物又は動物を取得するための本質的に生物学的な方法　　(知的財産基本法第 273 条(3)) (16) エクアドルにおいて研究されていない多形、代謝物、純粋な形態、粒径及び異性体の製品(知的財産基本法第 273 条(4)) (17) エクアドルにおいて研究されていない生物多様性及び農業生物多様性を含む遺伝子資源 (13) 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性からなる特許要件を満たし、かつ単なる発見での製品　　(知的財産基本法第 273 条(5))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。　(知的財産規則第 174 条) 審査官は対応外国出願の願書、指令、査定、登録明細書、審決等を求めることができる。(知的財産規則第 172 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。　(知的財産規則第 168 条) (1) 審査請求期間は、出願が公開されてから 6 月である。　(共同体決議第 44 条) (2) 審査請求後にある通知から 2 月以内に特許性審査手数料を納付しなければならない。(知的財産規則第 169 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から原則 18 月後に公開され、出願人の請求により早期公開される。(知的財産基本法第 289 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開から 60 日以内に、利害関係人は異議を申立てることができる。(知的財産規則第 165 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は、いつでも無効を請求できる。また、職権により無効審判を開始できる。(知的財産基本法第 303 条)
	⑱実施義務	有。特許の付与から起算して 3 年又はその出願から起算して 4 年の何れか長い方の期間が満了し,かつ、利害関係を有する当事者の請求時に特許が実施されていなかった場合又は実施が 1 年を超えて停止されていた場合は、強制ライセンスが付与される。(知的財産基本法第 310 条)

<table>
<tr><td>①国名</td><td colspan="2">エクアドル共和国
Republic of Ecuador（ＥＣ）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特許制度</td><td>⑲費用
単位
US$
（米国ドル）
エクアドルの自国通貨は廃止され米国ドルが正式通貨。
2023/3/27 現在</td><td>［出願から登録までに掛かる費用］
出願料　495.33 US$（10 請求項まで）
追加料金　55.07 US$（10 請求項を超えて 1 請求項ごと）
審査請求料　596.49 US$（20 頁以降は 1 頁あたり 10%追加料金）
［特許権の維持に掛かる費用］（審査時のメンテナンス費用も同じ）
1 年目　125.00 US$　11 年目　551.43 US$
2 年目　145.00 US$　12 年目　639.66 US$
3 年目　168.20 US$　13 年目　742.00 US$
4 年目　195.11 US$　14 年目　860.72 US$
5 年目　226.33 US$　15 年目　998.44 US$
6 年目　262.54 US$　16 年目　1,158.19 US$
7 年目　304.55 US$　17 年目　1,343.50 US$
8 年目　353.28 US$　18 年目　1,558.46 US$
9 年目　409.80 US$　19 年目　1,807.81 US$
10 年目　475.37 US$　20 年目　2,097.06 US$</td></tr>
<tr><td>⑳料金減免措置の有無</td><td>有。零細・中小企業、職人、独立研究者、高等教育機関、公共機関などは 50%～90%の割引を受けることができる。
（知的財産権サービス決議第 III 章第 11 条）</td></tr>
<tr><td>㉑PCT における国内料金減額措置の有無</td><td>無。</td></tr>
</table>

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2016 年 12 月 1 日「知識、創造及び革新に関する社会経済基本法」(以下「知的財産基本法」)公布 2018 年 4 月 18 日知的財産規則(Executive Decree 1435)公布
	③地理的効力の範囲	エクアドル国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人（自然人、法人） (知的財産基本法第 274 条(準用))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。エクアドルに住所を有さない者は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録された十分な権限を有する国内に住所を有する代理人を置かなければならない。(知的財産基本法第 98 条)
	⑦出願言語	スペイン語(共同体決議第 486 号第 7 条、第 8 条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日(優先日)から 10 年。 (知的財産基本法第 325 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(知的財産基本法第 269 条(準用))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。 出願日(優先日)前 1 年以内に行われた開示の出所が以下のいずれかの場合 (1) 考案者又はその権利承継人 (2) 規則に違反して、考案者又はその権利承継人によって提出された出願の内容を公開した権限のある国内官庁 (3) 考案者又はその承継人から直接又は間接に情報を取得した可能性がある第三者(公務員又は国家機関を含む) (4) 当局の命令 (5) 考案者又はその権利承継人に対する明白な背信行為 (6) 出願人又はその権利承継人が公認の博覧会又は見本市において考案を開示したと思われるという事実又は学術又は研究の目的で、それらの者が開発を継続するために考案を公にする必要があったと思われる場合。 (知的財産基本法第 270 条(準用))
	⑪不登録対象	(1) 物品の新規な形態，構成又は要素の配置であって，それを組み込んだ物のより良好な又は異なる操作，使用又は製造を可能とし，又はそれが以前に有していなかった実用性，利点又は技術的効果を提供する考案(以上は(知的財産基本法第 371 条実用新案)ではないもの (2) 方法 (3) 発明特許としての保護対象から除外されるもの (4) 彫刻、建築作品、絵画、版画、印刷物又は純粋に美的性質を有するもの(知的財産基本法第 322 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知的財産規則第 174 条(準用))
	⑬審査請求制度の有無	有。(知的財産規則第 168 条(準用)) (1) 審査請求期間は、出願が公開されてから 6 月である。 (共同体決議第 44 条) (2) 審査請求後にある通知から 2 月以内に審査手数料を納付しなければならない。(知的財産規則第 169 条(準用))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から原則 12 月後に公開され、出願人の請求により早期公開される。(知的財産基本法第 289 条(準用)、第 324 条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願公開から 60 日以内に、利害関係人は異議を申立てることができる。(知的財産規則第 165 条)

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
実用新案制度	⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は、いつでも無効を請求できる。また、職権により無効審判を開始できる。(知的財産基本法第 303 条(準用))
	⑱実施義務	有。特許の付与から起算して 3 年又はその出願から起算して 4 年の何れか長い方の期間が満了し,かつ、利害関係を有する当事者の請求時に特許が実施されていなかった場合又は実施が 1 年を超えて停止されていた場合は、強制ライセンスが付与される。 (知的財産基本法第 310 条(準用))
	⑲費用 単位 US$ (米国ドル) エクアドルの自国通貨は廃止され米国ドルが正式通貨。 2023/3/27 現在	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　136.00 US$ 追加料金　196.00 US$ メンテナンス料　12.00 US$／年（1～5 年） 16.00 US$／年（6～10 年） [実用新案権の維持に掛かる費用] 1 年目 125.00 US$　6 年目 262.54 US$ 2 年目 145.00 US$　7 年目 304.55 US$ 3 年目 168.20 US$　8 年目 353.28 US$ 4 年目 195.11 US$　9 年目 409.80 US$ 5 年目 226.33 US$　10 年目 475.37 US$
	⑳料金減免措置の有無	有。零細・中小企業、職人、独立研究者、高等教育機関、公共機関などは 50%～90%の割引を受けることができる。 (知的財産権サービス決議第 III 章第 11 条)
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2016 年 12 月 1 日「知識、創造及び革新に関する社会経済基本法」(以下「知的財産基本法」)公布 2018 年 4 月 18 日知的財産規則(Executive Decree 1435)公布
	③地理的効力の範囲	エクアドル国内のみ
	④他国制度との関係	アンデス共同体加盟国
	⑤出願人資格	創作者及び承継人（自然人、法人）(知的財産基本法第 348 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。エクアドルに住所を有さない者は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録された十分な権限を有する国内に住所を有する代理人を置かなければならない。(知的財産基本法第 98 条)
	⑦出願言語	スペイン語(共同体決議第 486 号第 7 条、第 8 条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日(優先日)から 10 年。 (知的財産基本法第 352 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(知的財産基本法第 346 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。 出願日(優先日)前 1 年以内に行われた開示の出所が以下のいずれかの場合 (1) 考案者又はその権利承継人 (2) 規則に違反して、考案者又はその権利承継人によって提出された出願の内容を公開した権限のある国内官庁 (3) 考案者又はその承継人から直接又は間接に情報を取得した可能性がある第三者(公務員又は国家機関を含む) (4) 当局の命令 (5) 考案者又はその権利承継人に対する明白な背信行為 (6) 出願人又はその権利承継人が公認の博覧会又は見本市において考案を開示したと思われるという事実又は学術又は研究の目的で、それらの者が開発を継続するために考案を公にする必要があったと思われる場合。(知的財産基本法第 270 条(準用))
	⑪不登録対象	(1) 物品の特定の外観であって，前記物品の用途又は目的を変更することなく，一連の線若しくは色彩の組合せ又は平面的若しくは立体的外形，線，輪郭，構成，織り方若しくは材料から生じるもの(以上は(知的財産基本法第 345 条工業意匠)ではないもの (2) 道徳又は公の秩序を保護するために商業的利用を必然的に阻止しなければならない意匠 (知的財産基本法第 347 条(1)) (3) 技術的秩序の考慮によって又は技術的機能を果たすために本質的に決定付けられた外観を有し、創作者の任意の寄与を包含しない意匠 (知的財産基本法第 347 条(2)) (4) 意匠を組み込んだ物品を機械的に組み立てること又は当該物品が一部をなす他の物品に接続することを可能にするために厳密な複製が必要であった形態のみからなる意匠(知的財産基本法第 347 条(3)) (5) 記号、符号、図形、文字を含む、とりわけ先住民、アフリカ系アメリカ人又は地域のコミュニティの文化又は伝統的知識の表現を構成する意匠(知的財産基本法第 347 条(4))
	⑫実体審査の有無	無。新規性欠如に基づく異議申立が行われた場合又は職権により明らかな新規性欠如が認められた場合、審査が行われる。 (知的財産規則第 208 条) 出願意匠が先行実施形態に対して二次的な相違点を有するという事実又は先行実施形態とは異なる分類の物品に関するものであるという理由では新規性は認められない。(知的財産基本法第 346 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
意匠制度	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (共同体決議第 486 号第 127 条)
	⑲出願公開制度の有無	有。方式要件を満たした出願は公開される。 (共同体決議第 486 号第 121 条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。出願公開から 30 日以内に、利害関係人は異議を申立てることができる。(知的財産規則第 206 条)
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、いつでも無効を請求できる。また、職権により無効審判を開始できる。(知的財産基本法第 303 条(準用))
	㉓登録表示義務	無。
	⑲費用 単位 US$ (米国ドル) エクアドルの自国通貨は廃止され米国ドルが正式通貨。 2023/3/27 現在	［出願から登録までに掛かる費用］ 出願料　526.46 US$ 審査請求料　196.00 US$ ［意匠権維持に掛かる費用］(メンテナンス料) 1 年目　125.00 US$　6 年目　262.54 US$ 2 年目　145.00 US$　7 年目　304.55 US$ 3 年目　168.20 US$　8 年目　353.28 US$ 4 年目　195.11 US$　9 年目　409.80 US$ 5 年目　226.33 US$　10 年目　475.37 US$
	⑳料金減免措置の有無	有。零細・中小企業、職人、独立研究者、高等教育機関、公共機関などは 50%～90%の割引を受けることができる。 (知的財産権サービス決議第 III 章第 11 条)

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016 年 12 月 1 日「知識、創造及び革新に関する社会経済基本法」(以下「知的財産基本法」)公布 2018 年 4 月 18 日知的財産規則(Executive Decree 1435)公布
	③地理的効力の範囲	エクアドル国内のみ
	④他国制度との関連	アンデス共同体加盟国
	⑤商標法の保護対象	知的財産基本法では以下の標識が保護されている。 商品商標、役務商標、キャッチコピー、団体商標、証明商標、 国家ブランド、商号、ラベル又は標識、地理的表示、伝統的特産品保障、原産地表示、周知の識別性を有する標章
	⑥商標の種類	商標とは，市場において商品又は役務を識別するのに適した標章と理解され、図的表現が可能な標章は，登録可能として、以下が列挙されている。 単語又は単語の組合せ；音，匂い及び味；文字及び数字；商品，その容器又は包装の形状 画像，図形，符号，グラフィック，ロゴ，モノグラム，肖像画，ラベル，記章及びバッジ； 形状によって区切られた色彩又は色彩の組合せ；触覚によって知覚可能な凹凸及び質感； アニメーション，ジェスチャー及び一連の動き；ホログラム，及び前各項に示された標章又は手段の何れかの組合せ (知的財産基本法第 359 条)
	⑦出願人資格	自然人、法人(知的財産規則第 223 条)
	⑧現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。エクアドルに住所を有さない者は、知的権利に関する権限のある国内当局に登録された十分な権限を有する国内に住所を有する代理人を置かなければならない。(知的財産基本法第 98 条)
	⑨権利付与の原則	先願主義(知的財産基本法第 361 条(1))
	⑩本国登録要件	無。
	⑪出願言語	スペイン語(共同体決議第 486 号第 7 条、第 8 条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から 10 年。10 年ずつ更新できる。(知的財産基本法第 365 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。 アンデス共同体加盟国で、公式に承認されて開催された展覧会の展示日を出願日として主張することができる。ただし、展示日から 6 月以内に出願された場合に限る。(共同体決議第 486 号第 141 条)
	⑭不登録対象	(1) 市場において商品又は役務を識別するのに適さない又は図的表現が不可能な標章。 (2) 識別性に欠ける標章 (3) 商品若しくはその包装の通常の形態又は商品・役務の性質若しくは機能によって課せられた形態若しくは特徴、のみからなる標章。 (4) 商品・役務の機能的若しくは技術的利点を与える要素のみからなる標章。 (5) 商品・役務の品質，数量，用途等を説明するために商取引において使用することができる記号又は表示のみからなる標章 (6) 日常言語又は用法で，関連する商品・役務の普通又は通常の名称のみからなる標章。 (7) 関連する商品・役務について、商業的媒体又は公衆に誤解を与える虞がある標章。 (8) 保護された地理的表示を複製し，模倣し又は含む標章。 (9) 権限のある当局から許可なしに商標として又は商標の要素として、国、国家ブランド等の名称、シンボル、紋章、それらの頭文字を複製又は模倣した標章。

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
		(10) 技術基準に従う標章、紙幣、切手、印紙等を複製又は模倣した標章 (11)国内外で保護されている植物品種に関連する商品・役務用の標章又はその使用が当該品種との混同又は連想をもたらす可能性がある場合、当該品種の名称を複製、模倣又は含む標章。 (12)法律、道徳、公の秩序又は善良な風俗に反する標章 (13)保護された伝統的特産品保証の名称を含む標章 （以上、知的財産基本法第 360 条絶対的要件）(14)同一の商品・役務について、先に出願又は登録された商標と同一又は類似の標章。 (15)保護された商号、ラベル、標識；第三者の識別性を有する標章；出願若しくは登録された商業キャッチコピーと同一又は類似する標章。 (16)適用される商品・役務に拘わらず、周知の識別性を有する標章の全部又は一部の複製、模倣、翻訳、音訳又は複写を構成する標章。 (17) 法人又は自然人の同一性又は名声に影響を与える標章からなる標章 (18) 第三者の工業所有権又は著作権を侵害する標章からなる標章 (19) 先住民族，民族集団及びアフリカ系アメリカ人若しくは地域のコミュニティの名称又はその商品、役務若しくはそれらの加工形態を識別するために使用される名称、単語、文字、その文化若しくは慣行の表現又はその伝統的知識の名称を構成する標章。 (20) メダル，賞，賞状等からなり、それを含む又は複製した標章。 （以上、知的財産基本法第 361 条相対的要件） (21) 悪意で又は不正競争行為を犯し，促し，若しくは強化するために出願されたと推論することができる合理的な兆候を有する出願に記載された標章（以上、知的財産基本法第 362 条）
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 周知の識別性を有する標章は、知名度の高さの証拠と手数料とともに申請され、当局の宣言手続により認められる。異議申立の決定などの行政手続によっても宣言される。(知的財産基本法第 459 条～第 470 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の 有無及び審査事項	有。異議申立期間後、異議申立の有無に拘らず審査される。 （知的財産規則第 233 条）
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。方式審査の要件を満たした出願は公開される。 （知的財産規則第 229 条）
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公開日から 30 日以内に異議を申立てることができる。(知的財産規則第 230 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。知的財産基本法第 360 条の絶対的不登録要件について、利害関係人による請求又は職権により、いつでも無効審判を開始できる。 (知的財産基本法第 388 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。 取消手続開始日に先立つ 3 年間、アンデス共同体加盟国の少なくとも 1 国にて正当な理由なく使用されなかった場合、登録は取り消される。登録手続完了後 3 年間、取消手続は開始できない。 (共同体決議第 486 号第 165 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (共同体決議第 486 号第 151 条)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	有。譲渡は、商標が属する会社とともに又は会社を伴わずに移転できる。移転が混同又は連想の危険性を伴う場合、当局は当該移転登録を拒絶することができる。(知的財産基本法第 374 条)

①国名	エクアドル共和国 Republic of Ecuador（ＥＣ）	
	㉘費用 単位 US$	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　通常　208 US$ 立体商標　1002 US$ [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料　208 US$
	⑳料金減免措置の有無	有。零細・中小企業、職人、独立研究者、高等教育機関、公共機関などは50%～90%の割引を受けることができる。 (知的財産権サービス決議第 III 章第 11 条)